イレッサ逆転敗訴

「極めて不当」遺族落胆

「これでは薬害防げぬ」

「極めて不当な判決だ」。十五日のイレッサの控訴審判決で、東京高裁は約八カ月前の一審判決から一転、国とアストラゼネカ社の責任を否定した。提訴から約七年。揺れる司法の判断に、東京・霞が関の司法記者クラブで会見した遺族らは、落胆とやりきれなさをにじませた。（1面参照）

「医師を信じて服用した私たちに責任があると言われたようで、娘の死を考えると悔しい」。次女＝当時(三)＝を亡くした原告団長の近沢昭雄さん(六七)＝さいたま市＝は唇をかんだ。

肺がんに侵された娘は、自分の薦めでイレッサの服用を始めた。だが、まもなく横になって息をするのも苦しくなり、最期は病室のベッドで座ったまま冷たくなった。

「がん患者が安心できる医療を勝ち取ってつもりだ。娘には心の中で「ごめんね。もうちょっと座ったままだね」と呼び掛けた。

弁護団の水口真寿美弁護士は判決に対し「副作用の報告症例について、医薬品との因果関係が明確でなければ安全対策をとる義務が生じない、とする極めて特異な考えを前提にしている。これでは薬害を防止できない」と批判した。

判決が、専門医なら添付文書で十分に危険性を理解できたとしたことについては「多くの被害が出ているのだから、添付文書に問題があったはず。現場の医師に責任を転嫁している」と指摘した。

添付文書 指導強化へ

厚労省

「国として指導すべきことはした。それが認められた」。厚生労働省幹部は、同省の行政指導でイレッサの添付文書の副作用欄に間質性肺炎を記載させていたことに触れ、判決を評価した。

同省は今回の訴訟も踏まえ、添付文書を薬事法で規定し、指導権限を強める法改正を検討しており、幹部は「薬害被害を防ぐため、添付文書のあり方を見直す」と話した。

添付文書は医薬品の適正な使用方法や副作用などが書かれており、医療現場で患者へのインフォームドコンセント（十分な説明と同意）につながる重要な情報。迅速な改訂が必要なため、審査時間がかかる承認審査の対象外で、薬事法上の規定はなく国の行政指導に強制力はない。

高裁判決はイレッサの添付文書自体に問題がないとし、国の責任には触れなかったが、原告側はこれまで「添付文書に対する国の指導のあり方が明確でない」と指摘してきた。

大阪地裁でのイレッサ訴訟の判決は、行政指導に法的拘束力がないことなどから、行政指導に国の裁量権を認め、法的責任を否定。国の責任の不明確さが法廷での判断が分かれる一因ともなった。

添付文書と国の責任のあり方は、過去の薬害でも問題となっており、添付文書の見直しや、添付文書の見直しを行う方針について、同省の別の幹部は「患者の安全を確保したいという点では、原告の思いと一緒」と話した。

イレッサ訴訟の控訴審判決を受け、記者会見で涙をぬぐう原告の近沢昭雄さん(六七)＝15日、東京・霞が関の司法記者クラブで

06隻 8割未回収

東日本大震災の津波で沖に流された漂流船は、全国の海上保安部などが確認しただけで五百六隻に上り、震災から八カ月が過ぎても八割以上は回収されていないことが十五日、分かった。

海上保安庁によると、多くは津波に巻き込まれて大破、転覆した状態で、最寄りの港にえい航できた船は八十五隻だけだった。うち七十一隻は所有者に戻されたが、海保は「残された船の大半は沈没したとみている。

漂流船は震災以後、航

隻は沈没 所有者返還は71隻

どうかを確認。えい航が可能な船は、国民の財産保護のために港まで移送し、所有者に引き渡してきた。五百六隻のうち船名や登録番号が判明したのは三百三隻。大半は転覆するなどしており回収が困難だった。残る二百三隻は損傷が大きく、水没状態で船名さえも確認できなかった。

多くは漁船で、プレジャーボートや台船、ヨットといった船もあった。

海上保安庁の担当者は「転覆している船は、時間がたつと空気が抜けて

銀座線車両から煙

乗客男性搬送

十五日午後五時半ごろ、東京都港区南青山一の東京メトロ銀座線青山一丁目駅を出発した渋谷発浅草行きの普通電車から煙が出ているのを車掌が見つけ、電車を非常停止した。乗客の男性(四〇)が煙を吸って気分が悪くなり、病院に運ばれ軽症。赤坂署や東京消防庁が原因を調べている。

同署などによると、六両編成の四両目から煙が出たとみられる。現場を確認したところ、煙も燃えた跡もなかったが、焦げたようなにおいがした。

銀座線は一時全線で

第640回ミニ
◇本数字
06、15
◇ボーナス
27
◇1234
等等等等
◇ナンバーズ4